

2019 年度 コンベンション貸切バス等運行支援事業 助成金交付要綱

(目的)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）は、沖縄県内におけるコンベンションの開催を促進するため、コンベンションを対象とした貸切バス及び貸切ジャンボタクシー手配の運賃に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で対象とする「コンベンション」とは、学術会議、国内外の学会・協会が開催する会議及びそれに準ずる各種会議を指す。

2 「貸切バス等」とは、沖縄県で開催されるコンベンションに利用する貸切バス及び貸切ジャンボタクシーのことを指す。

3 前項の「貸切ジャンボタクシー」とは、沖縄県で開催されるコンベンションに利用する定員7名以上の貸切利用によるジャンボタクシーのことを指す。

4 「会議参加者」とは、沖縄県在住者、添乗員およびインファント等を含めないものとする。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、国内外におけるコンベンション主催者又は主催者が指定する旅行業者等とする。

2 助成対象となる要件は、次のとおりとする。

(1) 会議参加者数が以下のいずれかの条件を満たすこと

ア 海外から一催事につき30名以上の参加者があること

イ 国内から一催事につき50名以上の参加者があること

(2) 「一般貸切旅客自動車運送事業」（以下「貸切バス事業」という。）の許可を得ている事業者が所有するバスを借り入れていること

(3) 「一般乗用旅客自動車運送事業」（以下「貸切ジャンボタクシー事業」という。）の許可を得ている事業者が所有するジャンボタクシーを借り入れていること

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

(1) 当事業において既に申請を行い、助成金交付が決定しているもの

(2) 沖縄総合事務局が取り決める「貸切バス事業の運賃及び料金」の基準範囲外の金額で借り上げている貸切バス

(3) 沖縄総合事務局が取り決める「一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等」の基準に基づき、下限額を下回る金額で借り上げている貸切ジャンボタクシー

(4) OCVBが実施する、当事業以外の貸切バス又は貸切ジャンボタクシー等の輸送手段への助成事業にすでに申請を行い、助成金交付決定通知を受けているもの

(5) 主催者が国・地方公共団体及びそれに準ずる団体であること

- (6) 政治目的、又は宗教目的であるもの
- (7) 学校や国、地方公共団体等から無償で、或いは一部助成を受けて借り上げている貸切バス及び貸切ジャンボタクシー
- (8) 募集型企画旅行や興行イベント（コンサート等）
- (9) その他、助成金を交付することが不適切と判断されるもの
- 4 助成の対象となる期間は、次のとおりとする。
 - (1) 前期：当事業実施年度の4月1日以降に実施され、同年度の9月30日までに実施される催事とする。
 - (2) 後期：当事業実施年度の10月1日以降に実施され、同年度の2月29日までに実施終了となる催事とする。
- 5 次に挙げる事業との併用は可能とする。
 - (1) コンベンション開催歓迎事業
 - (2) コンベンション開催支援事業
- 6 助成金は助成対象事業者が指定する金融機関口座に日本円で振り込みができること。
- 7 当事業の提出書類について、日本語で提出できること。ただし、固有名詞などはその限りではないが、ローマ字表記を行うなどの配慮をすること。

（助成額）

第4条 助成金の交付は予算の範囲内とし、申請受付順とする。

2 助成上限額については、以下のとおりとする。

＜貸切バスの場合＞

1日あたりの助成額	一催事あたりの総参加者数 (県内参加者含む)	助成上限額
3万円/1台	500名未満	総額 30万円
	500名以上 1,000名未満	総額 45万円
	1,000名以上 1,500名未満	総額 60万円
	1,500名以上 2,000名未満	総額 75万円
	2,000名以上	総額 90万円

※助成対象経費に消費税及び地方消費税を含まない。

※1台あたりの借上げ金額が税抜30,000円に満たない場合は、当該額の税抜実費額を助成する。

※小数点以下は切り捨てとする。

＜貸切ジャンボタクシーの場合＞

1日あたりの助成額	一催事あたりの総参加者数 (県内参加者含む)	助成上限額
1万円/1台	一律	10万円

※助成対象経費に消費税及び地方消費税を含まない。

※1 台あたりの借上げ金額が税抜 10,000 円に満たない場合は、当該額の税抜き実費額を助成する。

※小数点以下は切り捨てとする。

- 3 前項で定めている貸切バス・貸切ジャンボタクシーについては、併用して申請することができる。
- 4 複数の日程に分けて実施する同一の催事については、実施回数及び実施日に関わらずその全体を持って一催事とする。
- 5 助成金交付決定通知書発行後、貸切バス・貸切ジャンボタクシーそれぞれの交付予定額を超えての交付は、いかなる理由があっても行わない。

(交付申請)

第5条 助成対象事業者は、実施予定日より起算して原則 30 日前（土日祝日含む）までに、次に挙げる書類を OCVB 会長へ提出しなければならない。

- (1) 助成金申請書（様式第 1 号）
- (2) 開催概要（趣旨、実施内容が明記されたもの）

2 前項の規定にかかわらず、当事業実施年度の 5 月 15 日までに開催される催事については以下のとおりとする。

- (1) 当事業実施年度の 4 月 1 日から 4 月 12 日までに開催される催事は、同年度の 4 月 3 日を提出期限とする。
- (2) 当事業実施年度の 4 月 13 日から 5 月 15 日までに開催される催事は、実施予定日より起算して原則 10 日前（土日祝日含む）を提出期限とする。

3 申請総額が予算額を超過する場合には、助成対象期間内であっても受付を終了し、その取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 原則として、予算額を超過した日を受付終了日とする。その日までに申請書類等の不備なく、OCVB 本社担当窓口へ提出されているものを有効な申請とする。捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請については一切受け付けない。
- (2) 受付終了日の連絡は、終了する日より原則 10 日前に OCVB ホームページ及び賛助会員向けメールにて通知する。

(OCVB ホームページ <http://www.ocvb.or.jp/>)

- (3) 受付終了日及び予算に関する問い合わせは一切取り扱わない。

(交付決定)

第6条 OCVB 会長は、交付申請を受けたときは、前条により提出された申請書等を審査し、申請内容が適当であると認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により助成対象事業者はその旨を通知するものとする。

2 前項に定める助成金交付決定通知書は当事業の交付予定を示すものであり、交付額は実績報告書に基づいて確定するため、交付予定額とは異なることがある。

(交付申請の取り下げ)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の

申請の取下げをする場合は、取り下げ申請書（様式第 3 号）を速やかに OCVB 会長に提出しなければならない。

（実地検査）

第 8 条 OCVB は必要に応じて、助成事業者に対し申請された実施日に実地検査を行うことができる。

（実績報告）

第 9 条 助成事業者は、催事終了後、次に挙げる全ての書類を OCVB 会長へ提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第 4 号）
- (2) バス借上げ証明書（様式第 5 号）
- (3) ジャンボタクシー借上げ証明書（様式第 5-1 号）
- (4) 参加者名簿又はそれに準ずるもの
- (5) 最終行程表（開催期間、行程、宿泊施設等が分かるもの）
- (6) アンケート
- (7) その他 OCVB が必要とする書類

2 助成事業者は、前項に定められた書類を催事終了日より起算して原則 30 日以内（土日祝日含む）又は、次に挙げる日付のいずれか早い日を提出期限とする。なお、期限までに提出されない場合、助成金は交付しない。

- (1) 前期：当事業実施年度 10 月 18 日
- (2) 後期：当事業実施年度 3 月 5 日

（助成金の額の確定）

第 10 条 OCVB 会長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、報告内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金交付確定通知書（様式第 6 号）をもって助成額を通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 OCVB 会長は、次に掲げる場合には第 6 条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく OCVB 会長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 当事業に係る申請及び報告等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、第 3 条で定める要件に適合しなくなった場合

2 OCVB 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない

場合は、OCVB 会長は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の請求、支払い)

第 12 条 助成事業者は助成金の額の確定通知を受けたときは、次に挙げるいずれかの書類を OCVB 会長へ提出すること

- (1) 請求書（様式第 7 号）
- (2) 海外送金における請求書（様式第 7-1 号）

2 提出期限は、OCVB 会長より交付確定を通知した日から起算して原則 30 日以内（土日祝日含む）又は、次に挙げる日付のいずれか早い日とする。なお期限までに提出されない場合、助成金は交付しない。

- (1) 前期： 当事業実施年度 10 月 31 日
- (2) 後期： 当事業実施年度 3 月 8 日

3 海外送金にかかる受取手数料は、助成事業者の負担とする。

(催事情報の公開)

第 13 条 OCVB 及び沖縄県は、コンベンション貸切バス等運行支援事業の実績として、支援対象事業者が開催したコンベンションの概要の一部（催事名、主催団体名、開催期間、開催場所、参加者数、内訳）を公表することができる。

(書類の管理)

第 14 条 助成事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類（申請書類・OCVB より交付された書類・貸切バス等借上げ証明書）を当事業実施年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(免責事項)

第 15 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(その他)

第 16 条 本要綱に定める提出書類は、原則として全て原本による取扱いとする。

2 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。